

令和3年度

熊谷市立図書館要覧

目次

1. 沿革	p 1
2. 図書館案内	p 5
3. 熊谷市立図書館協議会等	p 6
4. 予算、決算	p 8
5. 令和3年度重点施策	p 9
6. 令和3年度事業計画	p 11
7. 令和2年度利用統計	p 15
8. 令和2年度事業報告	p 18
9. 令和2年度美術・郷土資料展示室事業報告	p 21
10. 図書館条例、規則等	p 28
熊谷市立図書館条例	p 28
熊谷市立図書館条例施行規則	p 29
熊谷市立図書館協議会条例	p 40
熊谷市立図書館協議会会議規則	p 41
熊谷市立図書館古文書貸出規定	p 42
熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱	p 46
熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則	p 48
熊谷市立図書館資料複写取扱い要領	p 51
熊谷市立図書館資料収集方針	p 54
熊谷市立図書館資料除籍基準	p 56
熊谷市立図書館寄贈資料受入基準	p 58
熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準	p 59
熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱	p 61
熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱	p 62
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準	p 63

1. 沿革

明治44年(1911年)	10月 1日	私立熊谷図書館開館
“ 45年(1912年)	4月	私立熊谷図書館を熊谷町に移管、熊谷町立図書館と改称
大正 6年(1917年)	6月	熊谷町立図書館に巡回文庫開設
“ 15年(1926年)	4月	熊谷町立図書館館舎新築
昭和 8年(1933年)	4月	熊谷市市制施行に伴い、熊谷町立図書館を熊谷市立図書館と改称
昭和23年(1948年)	4月	埼玉県立図書館熊谷分館併置
昭和25年(1950年)	10月 1日	熊谷市立図書館協議会設置
昭和28年(1953年)	4月	熊谷市立図書館館舎改築(東側を二階建に増築)竣工
昭和40年(1965年)	11月	熊谷市立図書館分室を元中央公民館に移設
昭和44年(1969年)	8月	熊谷市立図書館 蔵書コピーサービス開始
昭和48年(1973年)	4月	熊谷市市制施行40周年記念「熊谷歴史年表」編集発行
昭和52年(1977年)	12月21日	総合文化施設として熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)新築着工
昭和54年(1979年)	6月15日	熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)竣工
“	8月～	熊谷市立図書館新築移転作業のため3ヶ月休館
“	11月	熊谷市立文化センター開館 図書館に美術、郷土係を新設
“	11月	熊谷市立図書館 映画会開始
昭和55年(1980年)	6月 1日	大里村コミュニティセンター内に図書室を開設
昭和56年(1981年)	6月	熊谷市立図書館 身体障害者家庭配本開始
“	7月	熊谷市立図書館 ライトバンを利用した巡回図書館を開始
“	7月 1日	妻沼町中央公民館図書室開設
昭和57年(1982年)	5月	熊谷市立図書館 嘱託者会議設置
“	8月 4日	妻沼町移動図書館車「めぬま号」巡回開始
“	10月	埼玉県移動図書館車、巡回廃止(旧熊谷市)
“	11月	熊谷市立図書館 巡回図書館を廃止、移動図書館車「さくら号」巡回開始
昭和58年(1983年)	1月	熊谷市立図書館 地下美術品収蔵庫改修工事 完了
“	6月	熊谷市立図書館 蔵書10万冊達成
“	11月	熊谷市立図書館 郷土資料展示室に森村誠一コーナー設置
昭和62年(1987年)	4月	熊谷市立図書館 おはなし会開始
平成元年(1989年)	3月	埼玉県移動図書館車巡回廃止(旧妻沼町)
“	9月	熊谷市立図書館 閉架書庫電動化(2階書庫全面電動化完成)
平成 2年(1990年)	7月	大里生涯学習センター建設費1億円長島恭介氏寄附
“	8月 7日	妻沼町立図書館建設工事着工
“	10月	熊谷市立図書館 移動図書館車「さくら号」更新
平成 3年(1991年)	2月	妻沼中央公民館図書室閉鎖
“	5月31日	妻沼町立図書館竣工
“	7月21日	妻沼町立図書館開館
平成 4年(1992年)	4月	妻沼町移動図書館再開、図書館システムをコンピュータ化し運用開始
“	7月	妻沼町立図書館 おはなし会開始
平成 5年(1993年)	4月	熊谷市立図書館 図書館システムをコンピュータ化し運用開始
平成 6年(1994年)	7月	江南町総合文化会館(文化会館・公民館・図書館)建設工事着工
“	10月	妻沼町立図書館 家庭教育学級訪問 絵本の読み聞かせ開始
平成 7年(1995年)	3月	熊谷市立図書館 蔵書20万冊達成
平成 7年(1995年)	4月	熊谷市立図書館 平和図書コーナー設置
“	8月	妻沼町立図書館 夏休み科学遊び教室開催
平成 8年(1996年)	2月26日	江南町総合文化会館竣工
“	4月 1日	江南町立図書館開館 コンピューターシステムでサービス開始
“	8月	江南町立図書館 おはなし会開始(毎月第2・第4土曜日)

"	10月	江南町立図書館 映画会開始(年6回)
平成11年(1999年)	2月	妻沼町立図書館 新移動図書館車「めぬま号」導入
"	4月	図書館の広域利用(大里市町村)開始
"	5月	妻沼町立図書館 大活字本コーナー・マンガコーナー設置
"	10月	熊谷市立図書館 森村誠一文庫設置
平成13年(2001年)	5月	熊谷市立図書館 ホームページ開設・熊谷に関するレファレンスのメール受付開始
平成14年(2002年)	4月	熊谷市立図書館 市史編さん室の設置(現在は社会教育課へ変更) 小学生のためのおはなし会開始(毎月第1土曜日/現在はおはなし会が継続)
		妻沼町立図書館 小学生向けおはなし会開始
"	5月	熊谷市立図書館 子ども図書館まつり開催(以後毎年開催)
"	10月	熊谷市立図書館 インターネットによる蔵書検索・予約システム運用開始
		妻沼町立図書館 おはなしボランティア養成講座開催
平成15年(2003年)	4月	熊谷市立図書館 携帯電話3社対応のインターネット蔵書検索・予約システム運用開始
"	6月	熊谷市、大里町、江南町、妻沼町、各図書館と合併に向けた調整会議を開催
平成16年(2004年)	3月	江南町立図書館 大活字本コーナー設置
"	4月	熊谷市立図書館 ちいさいこのおはなし会開始(毎月第3金曜日)
平成17年(2005年)	4月	熊谷市立図書館 祝日閉館の実施
"	4月19日	妻沼町立図書館 いきいきママの子育て教室にて絵本の読み聞かせ開始(～平成22年度終了)
"	4月23日	妻沼町立図書館 文部科学大臣賞(子どもの読書活動の実践優秀図書館)受賞
"	6月17日	妻沼町立図書館 合併に伴うバーコード貼り替え作業開始
"	7月	熊谷市立図書館 平日午後7時までの開館時間延長実施
"	8月	大里町コミュニティセンター図書室業務終了
"	8月27日	大里町立大里生涯学習センター竣工式典
"	9月	埼玉県移動図書館車巡回廃止(旧大里町)
"	9月19日	妻沼町立図書館 移動図書館「めぬま号」の更新
"	10月 1日	熊谷市、妻沼町、大里町の合併により各図書館の名称変更 熊谷市立図書館 → 「熊谷市立熊谷図書館」 妻沼町立図書館 → 「熊谷市立妻沼図書館」
"	11月 1日	熊谷市立大里図書館開館
"	11月 3日	読書グループ「樹の会」、(社)読書推進運動協議会主催2005年度・優良読書グループ表彰(妻沼)
"	12月 6日	図書館システム統一 熊谷・妻沼・大里3図書館で供用開始
平成18年(2006年)	1月18日	大里図書館 おはなしボランティア養成講座開講
"	4月	大里図書館 おはなし会開始
"	7月 1日	熊谷図書館駅前分室開設
平成18年(2006年)	8月	江南町立図書館 合併に伴うバーコード張替え作業開始
平成18年(2006年)	9月	ブックスタート事業開始(母子健康センターと連携)
"	10月	行田市、鴻巣市、吉見町、東松山市、滑川町、嵐山町と相互利用開始
"	11月	熊谷市子ども読書活動推進計画策定

平成19年(2007年)	2月13日	熊谷市、江南町合併により図書館の名称変更 江南町立図書館 → 「熊谷市立江南図書館」
〃	3月 6日	図書館システム 江南図書館を加え4館で供用開始
〃	4月	大里図書館 祝日の振替休館日を一部開館
〃	6月	熊谷市子ども読書活動推進協議会設置
〃	7月	熊谷図書館 移動図書館「さくら号」巡回終了 妻沼図書館 移動図書館「めぬま号」巡回終了
〃	9月	移動図書館「めぬま号」を「さくら号」と名称変更
平成20年(2009年)	5月	大里・児玉地区おはなしボランティア連絡協議会設置
〃	7月	熊谷図書館 夏季(7月・8月)月曜開館の実施(以降、試行)
平成21年(2009年)	4月	熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置
〃	7月 1日	熊谷市役所籠原駅連絡所前に図書返却ポストを設置
〃	〃	熊谷図書館 視聴覚資料返却ポストを設置
平成22年(2010年)	4月	妻沼・江南図書館 火曜休館・祝日開館の実施 大里図書館 祝日開館の実施
〃	4月23日	子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰を受賞
〃	6月	江南図書館 おはなしボランティア養成講座開講
平成23年(2011年)	7月 1日	妻沼中央公民館での17:00時以降の予約受取開始
〃	7月	住民生活に光をそそぐ交付金を利用し、各図書館の資料整備および 視聴覚機器の更新
〃	7月	妻沼図書館 開館20周年
平成24年(2012年)	3月 8日	図書館システム更新稼働
〃	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(改訂版)策定
〃	4月 1日	大里・江南図書館 窓口等業務委託
〃	6月 1日	熊谷図書館 ～作家・森村誠一が選ぶ～くまがや「写真俳句」コンテスト を開催、募集開始(以後毎年開催)
〃	7月	熊谷図書館 森村誠一文庫に書架を追加、金子兜太コーナー設置 妻沼・大里・江南図書館 森村誠一ミニコーナー設置
〃	7月 3日	熊谷文化創造館「さくらめいと」で、予約図書の受取開始、図書及び視 聴覚資料返却ポスト設置
〃	10月	熊谷図書館 公立図書館100周年
〃	10月	熊谷図書館 2階にYAコーナー設置
〃	11月	移動図書館さくら号30周年
〃	10月27日 ～11月25日	～作家・森村誠一が選ぶ～ くまがや「写真俳句」コンテスト 優秀作 品展示(熊谷)(以後毎年展示。平成25年からは展示会最終日に表彰 式を行う)
平成25年(2013年)	2月 3日	熊谷図書館 「市立熊谷図書館100周年記念～文学のまち・くまが や」展開催。森村誠一氏記念講演会において、「写真俳句」優秀作品 表彰式を行い、森村氏より副賞の贈呈
〃	2月10日	熊谷図書館 「文学のまち くまがや」展 金子兜太氏記念講演
〃	6月	江南図書館 YAコーナー設置
〃	10月	大里図書館 YAコーナー設置
〃	11月 4日	熊谷図書館 おとなのための映画会「大人シネマ」開催
平成26年(2014年)	4月 1日	大里・江南図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始
〃	4月 1日	視聴覚資料の貸出期間を延長、2週間とする
〃	10月27日	読書週間に合わせて「読書通帳」の配布開始
平成26年(2014年)	11月～12月	妻沼図書館 空調設備の大規模改修工事を実施
平成27年(2015年)	3月31日	妻沼中央公民館での17:00以降の予約受取終了
〃	4月 1日	妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第2期)

〃	4月 1日	妻沼図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始及びドリンク販売機、休憩コーナー設置
〃	5月 1日	インクカートリッジ里帰りプロジェクト、回収箱を4館に設置
〃	10月10日	～戦後70周年・作家生活50周年記念～作家・森村誠一記念講演会開催(熊谷市合併10周年記念行事)
平成28年(2016年)	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として朗読ボランティア「せせらぎの会」文部科学大臣表彰を受賞
〃	6月	父の日福袋を作成、貸出
〃	9月	敬老の日福袋を作成、貸出
平成29年(2017年)	3月1日	図書館新システム更新稼働、IC対応、セルフ式貸出返却機、電子書籍サービス、シール式読書通帳開始
〃	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(第三次)策定
〃	7月～3月	熊谷図書館 耐震補強工事のため休館
平成30年(2018年)	4月 1日	熊谷図書館 リニューアルオープン、セルフ式予約受取コーナー設置
〃	4月 1日	熊谷・妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第3期)
〃	4月 1日	熊谷図書館 土・日・祝日午後7時まで開館時間延長開始。夏季月曜開館も午後7時まで試行
〃	7月 5日	太田市、千代田町、大泉町の在住者への貸出開始
〃	8月 1日	熊谷図書館 2階にWi-Fi設置
〃	11月	熊谷図書館 2階に小中高生おすすめ本紹介コーナー設置
平成31年(2019年)	3月31日	熊谷図書館 2階に利用者用タブレット端末配置
〃	4月26日	熊谷図書館 小・中学校管理規則による夏季休業日の月曜開館、本実施
〃	4月 1日	ちいさいこのおはなし会子育て支援コーディネーターによる子育て相談開始
令和元年(2019年)	6月30日	写真俳句啓発のための「はじめての写真俳句講座」開催
〃	7月 1日	ちいさいこのおはなし会ボランティアグループ「ととけっこう」発足
〃	10月	市内大里広域地域包括支援センターへのシニアサービス開始
〃	10月	講座「親子読書のすすめ」学校、子育て支援拠点で実施
〃	10月19日	熊谷市立図書館「埼玉・教育ふれあい賞」受賞
〃	11月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載開始
〃	11月 5日	熊谷市立図書館「埼玉県教育委員会優良教育施設賞」受賞
〃	11月24日	「ビブリオバトルin埼玉」予選会を埼玉県と共催で開催
〃	12月	「ちいさいこのおはなし会」「星空朗読会」プラネタリウム館と開催
令和2年(2020年)	2月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため催し物中止
〃	3月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用一部制限(3/2～3/11)・臨時休館(3/12～3/31)
〃	3月	図書館制作「おうちでうたおう! わらべうた」動画配信開始
〃	4月 1日	熊谷駅前分室の休館日及び開館時間の変更 休館日 日曜日、12/29～1/3 開館時間13:00～20:00
〃	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として「さくらんぼ文庫」文部科学大臣表彰を受賞
〃	4月～6月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休館 予約受取開始 4/1～4/17 完全休館 4/18～5/27 臨時休館前までの予約受取再開 5/28～6/2 新規予約受付開始 6/3～6/9
〃	6月10日	貸出再開 貸出、返却のみ 座席なし30分程度の利用
〃	7月 1日	新しい生活様式での図書館再開 座席数を減らして閲覧席利用
〃	8月	写真俳句添削通信講座開催
令和3年(2021年)	3月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載終了
〃	4月	文化センターFaceBook開設
〃	5月	くまっころーム子育てサロン会場提供、絵本紹介

2. 図書館案内

	熊谷図書館	妻沼図書館	大里図書館	江南図書館
所在地	〒360-0036 熊谷市桜木町 二丁目 33 番地 2	〒360-0202 熊谷市妻沼東 一丁目 1 番地	〒369-0101 熊谷市津田 1 番地 1	〒360-0107 熊谷市千代 325 番地 1
電 話 F A X	048-525-4551 048-525-4552	048-588-6878 048-588-6054	0493-36-1126 0493-39-0066	048-536-6303 048-536-6377
開館時間	全日 9 時～19 時	平 日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間
利用で きる人	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町に居住し、又は通勤若しくは通学をしている人。 太田市、千代田町、大泉町に居住している人			
貸出冊 数と貸 出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出数 図書、雑誌 10 点以内、視聴覚資料 2 点以内、電子書籍 1 点 (図書と視聴覚資料を借りる場合は合わせて 10 点以内) ・貸出期間 2 週間 			
利用で きる資 料	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、古文書、CDブック	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ(館内利用)
熊谷図書館 美術展示室、郷土資料展示室(熊谷図書館 3 階) 直通電話 048-525-9463 休館日 熊谷図書館と同じ 開館時間 9 時～17 時 業務内容 企画展示及び常設展示、各種講座・講演会				
熊谷市立熊谷図書館 熊谷駅前分室 所在地 〒360-0037 熊谷市筑波二丁目 8 2 番地 電話 048-524-6864 休館日 日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日 開館時間 13 時～20 時 業務内容 予約図書の受取り及び返却、リサイクル本の貸出、行政資料の閲覧				
熊谷文化創造館 さくらめいと予約受取所・ブックポスト 所在地 〒360-0846 熊谷市拾六間 1 1 1 - 1 内 容 予約資料の受取り及び返却			籠原駅ブックポスト (JR 籠原駅北口) 所在地 〒360-0841 熊谷市新堀 7 0 9 - 1 内 容 返却のみ	

3. 熊谷市立図書館協議会等

1 熊谷市立図書館協議会委員名簿

任期 令和2年8月3日～令和4年7月7日
(令和3年8月6日現在)

	推薦団体	役職名	委員氏名
学校教育	熊谷市校長会（小学校）	成田小学校校長	新井 麻起
	熊谷市校長会（中学校）	荒川中学校校長	宇野 聡規
	熊谷市教育研究協議会図書館部会	部長 (秦小学校)	松嶋 友里
社会教育	熊谷市社会教育委員会議	社会教育委員	杉田 茂実
	熊谷市文化連合	美術部長	勝谷 光利
	熊谷市美術家協会	理事	谷部 芳江
	くまがや共同参画を進める会	理事	佐藤 ヨリ子
家庭教育	熊谷市PTA連合会	副会長（男沼小学校）	長澤 美千代
	熊谷市子育て支援拠点連絡会	代表	大谷 光代
学識経験者	熊谷市議会	議員	小島 正泰
	学識経験者	元埼玉県立浦和図書館館長	羽田 清美
	熊谷図書館美術郷土クラブ	写真クラブ会長	坂 幸男
	熊谷図書館嘱託者会議	熊谷図書館嘱託者	飯塚 好
	おはなしの会「泉」（妻沼）	代表	前原 君代
	おはなしボランティア「せせらぎの会」（江南）	会員	益子 純子

2 熊谷市子ども読書活動推進協議会委員名簿

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日
(令和3年6月1日現在)

	推薦団体	役職名	委員氏名
学校関係	熊谷市校長会 (学校図書館部会顧問)	小学校 校長 (成田小学校)	新井 麻起
	熊谷市教育研究協議会 学校図書館部会	部長（秦小学校）	松嶋 友里
		副部長（三尻中学校）	磯田 智己
関係団体	熊谷市PTA連合会	副会長（吉見小学校）	長島 靖幸
	熊谷市私立幼稚園協会	成田こども園	斉藤 堅昭
	熊谷市私立保育園園長会	道ヶ谷戸愛児園	田中 明美
	おはなしボランティア	おはなしの会「虹」代表	青木 さち子

関係 行政 機関	市民部	母子健康センター	主査	吉村 七重
	福祉部	こども課	主幹	尾上 弘
		保育課	主任	程塚 友理恵
	教育委員会	学校教育課	指導主事	田中 均
		社会教育課	社会教育指導員	關根 真由美

3 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議名簿

任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(令和3年4月1日現在)

分野	氏名	所属等
民俗	飯塚 好	熊谷市史編さん委員会委員長
	平井 加余子	熊谷市文化財保護審議会委員（郷土史研究家）
美術	石原 静枝	埼玉県美術家協会会員（写真家）
	清水 信二	熊谷市美術家協会顧問（画家・彫刻家） ※油彩画クラブ指導者
	白田 修	刀剣等研磨師（刀剣・小道具研究家）
	野沢 優	朱麦会会員、蒼騎会会員 ※パステル画クラブ指導者
	久保 孝久	日本画家、日本美術院特待
工芸	水上 嘉代子	女子美術大学非常勤講師（工芸・染織史）
歴史	来間 平八	熊谷市郷土文化会顧問（郷土史研究家）
	須長 宜久	熊谷市史編集委員（郷土史研究家）
	重田 正夫	元埼玉県立文書館副館長（郷土史研究家） ※くまがや古文書学習・研究会指導者
自然	三澤 泰助	元国立科学博物館教育ボランティア （熊谷自然科学クラブ主宰） ※子ども自然科学教室講師

1 予算

単位 千円

区 分	令和3年度予算額	令和2年度予算額
熊谷市一般会計予算	66,300,000	64,000,000
教育費	5,905,527	5,620,085
(教育費/市予算)	8.91%	8.78%
社会教育費	1,750,243	1,636,141
(社会教育費/教育費)	29.64%	29.11%
図書館費	242,290	233,264
(図書館費/社会教育費)	13.84%	14.26%

2 指定事業予算

事業名	令和3年度予算額	令和2年度予算額
図書館管理運営経費	150,329	155,826
子ども読書活動推進事業	1,310	1,248
郷土図書刊行事業	2,143	1,903
子ども教室開設事業	397	362
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	1,097	1,147
森村誠一展示コーナーリニューアル事業	7,000	0
合計	162,276	160,486

3 決算

区 分	令和元年度決算額	平成30年度決算額
熊谷市一般会計決算	64,217,506,404	64,826,888,609
教育費	6,119,982,797	6,293,782,205
(教育費/市決算)	9.53%	9.71%
社会教育費	1,409,127,444	1,388,116,580
(社会教育費/教育費)	23.03%	22.06%
図書館費	222,842,875	214,598,072
(図書館費/社会教育費)	15.81%	15.46%

4 指定事業決算

事業名	令和元年度決算額	平成30年度決算額
図書館管理運営経費	153,033,494	141,752,693
子ども読書活動推進事業	942,106	835,965
美術品等購入事業		
郷土図書刊行事業	614,772	2,239,620
子ども教室開設事業	299,461	301,213
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	931,519	878,647
合計	155,821,352	146,008,138

5. 令和3年度重点施策

1 図書館利用の促進

- (1) 図書館資料の整備・充実
 - ・ 一般図書、児童図書、参考・郷土図書などの収集、整備
 - ・ 電子書籍の収集、利用促進
 - ・ 4図書館の分担保存体制の整備
- (2) 利用者へのサービスの充実
 - ・ 市立図書館ネットワークの強化
 - ・ 予約、リクエストサービスの充実
 - ・ レファレンスサービスの充実
 - ・ ホームページ等による図書館情報の発信

2 地域読書活動の推進

- (1) 子ども読書活動の推進
 - ・ おはなし会、子ども会、子ども映画会の実施
 - ・ 児童文化講座、子ども図書館まつり、交流会・研修会の開催
 - ・ ブックスタート事業への支援
 - ・ 団体貸出等による調べ学習の支援
- (2) 移動図書館サービス事業の推進
- (3) 福祉配本事業の拡充

3 美術・郷土資料展示室、教育普及活動の推進

- (1) 資料の整備及び施設等の環境整備充実
 - ・ 展示室の環境保全
 - ・ 美術資料等の修復及び寄贈資料の受入れ
- (2) 企画展及び各種講座・講演会等の実施
 - ・ 展示事業の充実
 - ・ 講座等の開設による学習機会の充実
 - ・ 美術、郷土クラブ活動への支援

4 図書館から全国への情報発信

- (1) 出版物等を活用した情報発信
 - ・郷土熊谷に関する書籍の編集・刊行

- (2) 写真俳句コンテストによる情報発信
 - ・「写真俳句」講座の開催による新規応募の推進

6. 令和3年度事業計画

*新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業によっては中止、延期する場合があります。

1 図書館協議会

- (1) 年2回開催

2 図書館利用の促進

- (1) 図書館資料の整備、充実
- ① 一般書、児童書、参考図書、郷土資料
 - ② 視聴覚資料
 - ③ 定期刊行物
 - ④ 電子書籍

3 地域読書活動の推進

- (1) 子ども読書活動の推進
- ① 子ども読書活動推進協議会 2回
 - 交流会 1回
 - 研修会 1回
 - ② おはなし会
熊谷図書館…第2、4土曜
妻沼図書館…第2土曜
大里図書館…第3土曜
江南図書館…春休み
 - ③ ちいさいこのおはなし会
熊谷図書館…原則第3金曜
妻沼図書館…原則毎週木曜
江南図書館…第2、4土曜
 - ④ 出張おはなし会
依頼により随時
 - ⑤ 映画会
子ども映画会
熊谷図書館…夏休み、秋休み、春休み
妻沼図書館…夏休み、冬休み、春休み
大里図書館…夏休み、冬休み、春休み
江南図書館…夏休み、冬休み、春休み
大人のための映画会
熊谷図書館…年4回
 - ⑥ 子ども会
熊谷図書館…夏休み、クリスマス、春休み
妻沼図書館…夏休み
大里図書館…春休み
江南図書館…夏休み

- ⑦ 子ども図書館まつり 熊谷図書館、妻沼図書館、大里図書館、江南図書館
 - ⑧ 児童文化講座 熊谷図書館
 - ⑨ ブックスタート(支援事業) 熊谷母子健康センター、妻沼保健センター
 - ⑩ 学校図書館支援事業 調べ学習用資料の団体貸出、親子読書のすすめ
 - ⑪ おすすめパンフレット、読書通帳の発行
 - ⑫ 図書館ボランティア研修会 熊谷図書館、妻沼図書館、大里図書館、江南図書館
- (2) 移動図書館サービ事業の推進
12ステーションを巡回(6ステーションは月2回、他は月1回)
- (3) 福祉配本事業の拡充
施設、個人宅(月1回)
シニアサービス(市内大里広域地域包括支援センター 月1回)

4 美術・郷土資料展示室、教育普及活動の推進

- (1) 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議
- (2) 資料の整備及び施設等の環境整備充実
- ① 展示室調光設備保守、展示ケース内温湿度管理
 - ② 美術資料の修復
 - ③ 寄贈資料受入れ
 - ④ 郷土資料展示室内、森村誠一コーナーリニューアル
- (3) 展示事業

名 称	会 期
— 所蔵資料を中心として — 熊谷の5つの歴史と美術展(常設展) 《ミニ企画展》①写真家・北熊市展 ②油彩画・里見明正展 ③妻沼高校写真部作品展 ④水彩画・古澤正守展 ⑤油彩画・小島恭三展	4月1日(木)～3月31日(木) 4月1日(木)～6月6日(日) 6月8日(火)～9月5日(日) 9月7日(火)～12月5日(日) 12月7日(火)～3月6日(日) 3月8日(火)～
～画道80年の軌跡～追悼・大野百樹展	4月1日(木)～5月16日(日)
自然科学展～さいたまの動物たち～	7月17日(土)～8月29日(日)
～くまがやの発掘60周年～ 熊谷を彩る発掘出土品展	10月23日(土)～11月28日(日)
～具象から自然主義へ～ 追悼・志邨武久展	令和4年 2月11日(金)～5月15日(日)

※新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等で日程が変更になる場合があります。
※森村誠一コーナーリニューアル工事のため、工事期間中は常設展示室を閉鎖します。

(4) 教育普及事業 (熊谷図書館第一講座室等)

名 称	開 催 日 ・ 講 師
「追悼・大野百樹展」記念講演会 「大野百樹 その人と作品」	4月27日(火) 講師 久保孝久氏 (日本美術院 特待)
郷土史講座 「妻沼の近現代について」	5月25日(火)、6月1日(火)、8日(火)、 15日(火)、22日(火) 講師 水品洋介氏 (市史編さん室職員) 重田正夫氏 (熊谷市史専門調査員) 蛭間健悟氏 (市史編さん室職員) 老川慶喜氏 (熊谷市史近代・現代部会長) 小林寿朗氏 (熊谷市史専門調査員)
「熊谷を彩る発掘出土品展」記念講座	10月26日(火)、11月2日(火)、9 日(火)、16日(火) 講師 吉野健氏 (社会教育課担当副参事) 松田哲氏 (社会教育課文化財保護係長) 池上悟氏 (立正大学名誉教授) 田中広明氏 (埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査部長)

体験学習会 「初心者からのレリーフづくり」	9月10日(金)、17日(金)、28日(火)、 ※作品受取 10月29日(金) 講師 山岡克行氏(熊谷市美術家協会) 渋谷昌子氏(熊谷市美術家協会) 北糸江氏(熊谷市美術家協会)
--------------------------	---

◇ 歴史を学ぶ会

熊谷の歴史を学ぶ会 「熊谷の歴史を彩る 史跡・文化財・人物」	毎月第4土曜日 講師 菅谷浩之氏 ※子ども歴史教室と合同開催
-----------------------------------	-----------------------------------

◇ 子ども教室

子ども自然科学教室 「「ハテナ」からのスタート」	毎月第2土曜日 講師 三澤泰助氏
子ども歴史教室 「熊谷の歴史を彩る 史跡・文化財・人物」	毎月第4土曜日 講師 菅谷浩之氏

5 図書館から全国への情報発信

- (1) 出版物等を活用した情報発信
『絵図に見るくまがや』を刊行する。
- (2) 写真俳句コンテストによる情報発信
～作家・森村誠一が選ぶ～第10回くまがや「写真俳句」コンテスト開催
募 集 期 間：令和3年6月8日(火)～9月30日(木)
入 賞 発 表：12月1日(水)に「WEBくまがや写真俳句館」で発表
入賞作品展示：令和3年12月14日(火)～12月26日(日)
文化センター1階市民ギャラリー ※月曜日は休館
入 賞 表 彰：【ジュニアの部】特選1点 入選9点
【一般の部】特選4点 入選11点
表 彰 式：令和2年12月19日(日) 午後2時
文化センター 4階 第一講座室

7. 令和2年度利用統計

I 資料

1 蔵書数

	熊谷館	移動図書館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
一般書	112,101冊	9,470冊	60,654冊	35,099冊	40,981冊	258,305冊	
参考図書	6,525冊	1冊	1,524冊	528冊	434冊	9,012冊	
郷土資料	18,920冊	0冊	2,472冊	1,071冊	881冊	23,344冊	
一般洋書	1冊	0冊	0冊	2冊	0冊	3冊	
小計	137,547冊	9,471冊	64,650冊	36,700冊	42,296冊	290,664冊	
児童書	49,954冊	9,943冊	32,188冊	19,247冊	23,388冊	134,720冊	
児童参考図書	264冊	0点	101冊	93冊	179冊	637冊	
紙芝居	294冊	0点	924冊	634冊	606冊	2,458冊	
児童洋書	566冊	0点	13冊	178冊	65冊	822冊	
小計	51,078冊	9,943冊	33,226冊	20,152冊	24,238冊	138,637冊	
視聴覚資料	C D	859点	0点	1,492点	1,370点	1,836点	5,557点
	D V D	1点	0点	640点	1,111点	487点	2,239点
	ビデオテープ	0点	0点	285点	156点	5点	446点
	カセットテープ	229点	0点	296点	0点	110点	635点
小計	1,089点	0点	2,713点	2,637点	2,438点	8,877点	
一般雑誌	9,370冊	0点	2,020冊	1,350冊	1,120冊	13,860冊	
児童雑誌	1,527冊	0点	2,889冊	287冊	485冊	5,188冊	
小計	10,897冊	0冊	4,909冊	1,637冊	1,605冊	19,048冊	
合計	200,611点	19,414点	105,498点	61,126点	70,577点	457,226点	

2 年間受入冊数

受入	5,530冊	914冊	2,630冊	2,362冊	2,218冊	13,654冊
除籍	11,842冊	59冊	1,905冊	5,456冊	5,553冊	24,815冊
年間増減	-6,312冊	855冊	725冊	-3,094冊	-3,335冊	-11,161冊

3 受入タイトル数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館
受入雑誌数	161種	83種	65種	47種
受入新聞数	12紙	10紙	8紙	8紙

4 さくら号積載数

約1,700冊

5 駅前分室収蔵数

約3,500冊

6 電子書籍所蔵数

17,100点

II サービス

1 開館日数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館
開館日数	237日	234日	233日	234日
コロナ特設窓口	24日	24日	23日	24日
コロナ臨時休館	54日	54日	54日	54日

2 利用者延べ数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
延利用数	71,545件	33,225件	20,447件	18,594件	143,811件	
(うち団体)	4,076団体	1,191団体	645団体	325団体	6,237団体	
	駅前	文化創造館	移動図書館	福祉	合計	総合計
延利用数	3,514件	5,054件	3,648件	52件	12,268件	156,079件
(うち団体)	1団体	38団体	38団体	28団体	105団体	6,342団体

3 登録者数(全館一括計上)

個人登録者数(累計)	125,859人	団体数
うち市内在住者数	115,815人	570団体
うち市内13歳～18歳	8,896人	うち相互館
うち市内0歳～12歳	8,137人	154館

4 閲覧席数

熊谷館	妻沼館
48 (24)	100 (40)
大里館	江南館
45 (23)	26 (14)

※()コロナ対応

5 貸出数(個人+団体)

		熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	電子書籍	合計
一般書		146,843冊	66,903冊	36,887冊	32,697冊		283,330冊
郷土資料		530冊	45冊	98冊	39冊		712冊
小計		147,373冊	66,948冊	36,985冊	32,736冊		284,042冊
児童書		93,342冊	50,365冊	40,859冊	36,738冊		221,304冊
紙芝居		1,527冊	1,531冊	1,360冊	891冊		5,309冊
児童洋書		416冊	3冊	131冊	11冊		561冊
小計		95,285冊	51,899冊	42,350冊	37,640冊		227,174冊
一般雑誌		7,166冊	7,823冊	5,222冊	2,771冊		22,982冊
児童雑誌		1,742冊	1,261冊	334冊	421冊		3,758冊
小計		8,908冊	9,084冊	5,556冊	3,192冊		26,740冊
A	CD	1,243点	1,637点	1,495点	1,844点		6,219点
V	DVD	355点	2,515点	1,710点	1,904点		6,484点
資料	ビデオテープ	2点	13点	12点	0点		27点
	カセットテープ	0点	0点	0点	8点		8点
小計		1,600点	4,165点	3,217点	3,756点		12,738点
合計		253,166点	132,096点	88,108点	77,324点	2,673点	553,367点
うち団体貸出		13,664点	3,914点	2,623点	1,628点		21,829点

		移動図書館	文化創造館	駅前分室	福祉	合計	総合計
一般書		9,540冊	4,641冊	4,035冊	693冊	18,909冊	302,239冊
郷土資料		17冊	2冊	7冊	0点	26冊	738冊
小計		9,557冊	4,643冊	4,042冊	693冊	18,935冊	302,977冊
児童書		9,936冊	2,794冊	966冊	230冊	13,926冊	235,230冊
紙芝居		71冊	4冊	2冊	0冊	77冊	5,386冊
児童洋書		1冊	7冊	5冊	0冊	13冊	574冊
小計		10,008冊	2,805冊	973冊	230冊	14,016冊	241,190冊
一般雑誌		178冊	486冊	287冊	10冊	961冊	23,943冊
児童雑誌		44冊	74冊	27冊	0冊	145冊	3,903冊
小計		222冊	560冊	314冊	10冊	1,106冊	27,846冊
A	CD	64点	183点	55点	0点	302冊	6,521点
V	DVD	30点	57点	23点	0点	110冊	6,594点
資料	ビデオテープ	1点	0点	0点	0点	1冊	28点
	カセットテープ	0点	0点	0点	0点	0点	8点
小計		95点	240点	78点	0点	413点	13,151点
合計		19,882点	8,248点	5,407点	933点	34,470点	587,837冊
うち団体貸出		19点	84点	1点	811点	915点	22,744点

6 相互貸借

貸出	6,976冊
借受	3,192冊

7 福祉配本サービス(内数)

個人	24	122冊
施設	28	811冊

8 WiFi(熊谷館)

利用人数	
延べ1,398人	

9 インターネット閲覧サービス

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計
端末数	2台	1台	2(1)台	1台	6台
利用件数	738件	283件	198件	147件	1,366件

※各館とも制限時間は、60分 台数の()はコロナ対応数

10 その他

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
文献複写	3,448枚	803枚	162枚	264枚	4,677件	うちWEB予約
予約リクエスト提供数	69,978件	16,379件	13,349件	12,039件	111,745件	(87,220件)
レファレンス	820件	228件	366件	117件	1,531件	
視聴覚端末数		5台	4台	3台	12台	

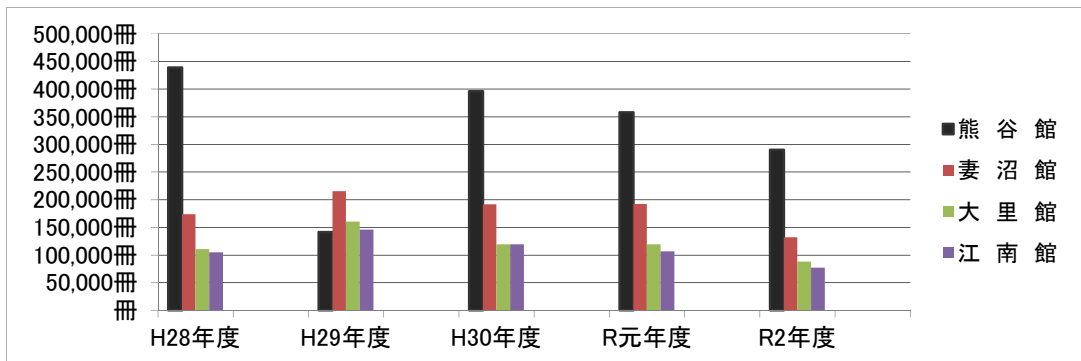
※予約本の受取場所は図書館4館の他に駅前分室、文化創造館、移動図書館がある。

Ⅲ サービス指標（※人口は令和3年4月1日現在）

1 人口1人当たりの貸出冊数	貸出冊数	人口	貸出冊数/人口
	587,837冊	194,542人	3.02冊
2 登録率（有効登録者）	登録者数	人口	登録者数/人口
	125,859人	194,542人	64.70%
3 有効登録者1人当り貸出冊数	貸出冊数	登録者数	貸出冊数/登録者数
	587,837冊	125,859人	4.67冊
4 蔵書回転率	貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数/蔵書冊数
	587,837冊	457,226冊	1.29回
5 人口1人当り蔵書冊数	蔵書冊数	人口	蔵書冊数/人口
	457,226冊	194,542人	2.35冊

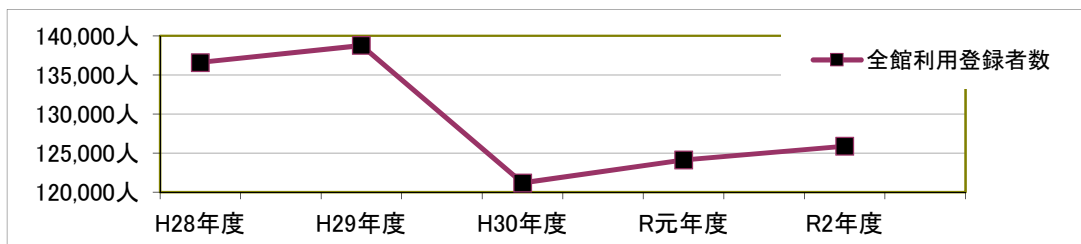
Ⅳ 利用状況等推移（H29年度は耐震工事のため熊谷館9ヶ月間休館）

1 貸出数		2016	2017	2018	2019	2020
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	熊谷館	438,960冊	141,283冊	395,865冊	357,786冊	290,309冊
	妻沼館	173,876冊	215,548冊	192,065冊	192,416冊	132,096冊
	大里館	110,952冊	160,563冊	119,543冊	119,485冊	88,108冊
	江南館	104,991冊	145,844冊	119,296冊	106,970冊	77,324冊
	合計	828,779冊	663,238冊	826,769冊	776,657冊	587,837冊
	うち移動図書館	17,859冊	19,677冊	19,085冊	23,938冊	19,882冊



2 利用登録者数（総登録者数）（H30年度は無効登録者を整理した）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
4館合計	136,582人	138,758人	121,167人	124,122人	125,859人



(2) 令和2年度事業報告

I 熊谷図書館

1 移動図書館(さくら号)

11ステーション 延べ巡回日数 72日(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月～5月まで運行休止)

A コ ー ス	別府第3公園
	文化創造館さくらめいと
	県営玉井団地

B コ ー ス	大麻生公民館
	新堀公民館

C コ ー ス	籠原公民館

D コ ー ス	玉井稲荷木第1公園
	さいとう小児科歯科駐車場

E コ ー ス	大幡公民館

F コ ー ス	星宮公民館

G コ ー ス	籠原体育館

2 おはなし会、集会行事等 ()中止事業

内 容	開催日	対 象	回 数	参加者
おはなし会 *4月から休止 12月から再開	第2、第4土曜日	4歳～小学生	5回	子ども19人
	12/12、26、1/9、 23、3/27			大人12人
				計31人
ちいさいこのおはなし会	第3金曜日	乳幼児と保護者	中止	乳幼児—
				保護者—
				計 —
子ども映画会	7/24、12/20、3/30(8/12、10/18中止)	幼児～一般	3回	36人
子ども会(夏、冬、春休み)	(7/26、12/25中止)、 3/30	幼児～小学生	中止	16人
子ども図書館まつり	(4/29)	小学生	中止	—
子ども読書活動推進交流会 原画展 原画解説	1/19～1/28 1/19、1/28 各2回	子ども読書関係者、一般	10日間	439人
			4回	123人
ブックスタート *6月から再開	熊谷、毎月2回 妻沼、隔月	乳児健診受診者	24回	1,132組
			4回	106組
児童文化講座 絵本ボランティア 養成講座	(2/18、25、3/11)	一般	中止	—
「熊谷の昔ばなし」をさく会	(1/16)	一般	中止	—
星空朗読会	(2/6)	一般	中止	—
保育士・幼稚園教諭等 研修会		市内 保育士、 幼稚園教諭	中止	—
大人のための映画会	(4/29、9/13中止) 12/23、2/21	一般	2回	12
学校授業支援 訪問おはなし会	9/30、10/6、14、15	中学生	4回	6クラス 238人
おはなし会ボランティア向け勉強会	9/9、16、10/14、21、11/11、25、12/9、16、1/13、20、3/24	おはなしの会「ドロップス」	11回	81人
	9/2、10/7、11/18、12/2	ちいさいこのおはなし会ボランティア	4回	50人
読書通帳累計発行数				2,218冊

3 配本事業

福祉配本	毎月1回第2金曜日 障がい者家庭、施設に配本 家庭：3人、 122冊 ＊家庭配本は4、5月は休止 施設：3施設（1施設休止中）811冊（4館連絡車による配本） ＊施設配本は4～6月は休止
シニアサービス	毎月1回 市内大里広域包括支援センター7施設を巡回 個人貸出： 休止中 団体貸出 4施設（3施設休止中）1,766冊

4 (1) ～作家・森村誠一が選ぶ～ 第9回くまがや「写真俳句」コンテスト

応募総数	表彰	入賞作品展示
2,339点	【ジュニアの部】 特選1点、入選9点 【一般の部】 特選4点、 入選11点（うち熊谷賞4点）	展示：令和2年12月5日（土）～12月13日（日） 会場：文化センター市民ギャラリー 表彰式：12月13日 中止

* 募集期間：令和2年6月9日～9月30日

* 入場者数：205人

(2) はじめての「写真俳句」講座

開催日	対象者	参加者	講師
6月28日(日) 7月12日(日)	高校生以上	中止	中村廣幸氏

7月に講座の代替として
通信添削 6名

5 その他

施設見学	市内小学校	5校	215人
職場体験学習	市内中学校	0校	0人
学校等団体貸出	市内小中学校	9件	387冊

II 妻沼図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
ちいさいこのおはなし会	木曜日	乳幼児と保護者	中止	—
おはなし会	第2土曜日	小学生	中止	—
おはなし会ボランティア向け勉強会	7/10、7/11、8/8、9/11、9/12、10/9、11/13、11/14、12/11、12/12、1/9、1/15、3/12	おはなし会ボランティア 絵本ボランティア	13回	113人
子ども映画会	7/19、(8/22、12/26、3/27中止)	幼児～一般	1回	19人

2 その他

施設見学	市内小学校	2校	79人
職場体験学習	市内中学、高校	0校	0人
学校等団体貸出		1件	16冊

III 大里図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
おはなし会	第3土曜日	4歳～小学生	中止	—
おはなし会ボランティア向け勉強会	7/15、8/5、9/9、10/14、11/11、12/16、1/13、2/17、3/17	おはなし会ボランティア	9回	45人
子ども映画会	(8/11、12/26、3/20中止)	幼児～一般	中止	—

2 その他

施設見学	市内小学校	2校	84人
職場体験学習	市内小、中学校	0校	0人
学校等団体貸出		0件	0冊

IV 江南図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
ちいさいこのおはなし会	第2、4土曜日	乳幼児と保護者	中止	—
おはなし会	7月27日	4歳～小学生	中止	—
おはなし会ボランティア向け勉強会	11/10、12/9、1/13、2/10、3/10	おはなし会ボランティア	5回	79人
子ども映画会	7/26、(12/20、3/28中止)	幼児～一般	1回	9人

2 その他

施設見学	市内小学校	0校	0人
職場体験学習	市内小、中学校	0校	0人
学校等団体貸出	市内小学校	0件	0冊

()は中止

*新型コロナウイルス感染拡大予防のため、感染対策に配慮した会場で、ボランティアを頼らずに職員のみで自主開催できる事業を実施した。

9. 令和2年度 美術・郷土資料展示室事業報告

1 展示事業

区 分	事 業 名	会 期 〔会期日数〕	利 用 人 員 〔一日平均〕
歴 史	<p>－所蔵資料を中心として－ 熊谷の5つの歴史と美術展 ※ミニ展示コーナー</p> <p>①「書家・野口雪江展」 ②「佐藤虹二の写真展」 ③「南画家・奥原晴湖展」 ④「現代書家・柴田侑堂展」 ⑤「写真家・北熊市展」</p>	<p>4/2(火)～3/31(火) 前年度からの継続事業 〔233〕</p> <p>4/ 1(水)～ 6/ 7(日) 6/ 9(火)～ 9/ 6(日) 9/ 8(火)～12/ 6(日) 12/ 8(火)～ 3/ 7(日) 3/ 9(火)～</p>	<p>7,084人 〔31人〕</p>
美 術	<p>－具象から自然主義へ－ 追悼・志邨武久展</p>	<p>4/ 1(水)～ 5/10(日) 〔－〕</p>	<p>一人 〔一人〕</p>
自然科学	<p>－戦後75周年－ 熊谷空襲とその前後の時代展</p>	<p>7/18(土)～ 8/30(日) 〔36日〕</p>	<p>2,133人 〔60人〕</p>
美 術	<p>－埼玉美術の牽引者－ 坂東洋画会から朱麦会へ展</p>	<p>10/24(土)～11/29(日) 〔31日〕</p>	<p>1,558人 〔51人〕</p>
—	<p>(冬の企画展)</p>	<p>※美術品用特別収蔵庫増 設工事のため中止</p>	<p>—</p>

2 教育普及事業

(1) 成人対象事業

区 分	事 業 名	実施日 〔延人員〕	講 師	参加人員 〔一日平均〕
講演会	<p>「追悼・志邨武久展」 記念講演会</p>	<p>4/21(火)</p>	<p>浜島 義雄 氏 (熊谷市美術家協会顧問)</p>	<p>一人</p>
講 座	<p>郷 土 史 講 座 「妻沼の近現代について」</p>	<p>5 /26(火)</p>	<p>水品 洋介 氏 (市史編さん室職員)</p>	<p>一人</p>

講座	郷土史講座 「妻沼の近現代について」	6 / 2(火)	重田 正夫 氏 (熊谷市史専門調査員)	一人
		6 / 9(火)	蛭間 健悟 氏 (熊谷市編さん室職員)	一人
		6 /16(火)	老川 慶喜 氏 (熊谷市史近代・現代部会長)	一人
		6 /26(金)	小林 寿朗 氏 (熊谷市史特別調査員)	一人
		全5回	合計一人	〔一人〕
講座	「熊谷空襲とその前後の時代展」記念講座	8/ 1 (土)	熊谷空襲体験者	一人
		8/ 8 (土)	熊谷空襲体験者	一人
体験学習	体験学習会 「初心者からのレリーフづくり」	9 /11(金)	熊谷市美術展 及び県北美術展審査員 大沢十一 氏	一人
		9 /18(金)		一人
		9 /25(金)		一人
		10/30 (金)		一人
講演会	「坂東洋画会から朱麦会へ展」 記念講演会	10/30 (金)	清水 信二 氏 (熊谷市美術家協会顧問)	34人
修了式 (アトラクション)	美術・郷土教養講座に参加して (美術・郷土教養講座修了式) ※新型コロナウイルス感染拡大のため、中止。	3/26 (金)	—	中止

(2) 一般対象特別事業

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)[一日平均]
講座	熊谷の歴史を学ぶ会	毎月第4土曜日	菅谷浩之	13人 (63人) [9人]

(3) 児童・生徒対象事業(小学校5、6年生)

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)[一日平均]
講座	子ども自然科学教室	毎月第2土曜日	三澤泰助	38人 (160人) [27人]
〃	子ども歴史教室	毎月第4土曜日	菅谷浩之	12人 (64人) [9人]

※子ども自然科学教室、子ども歴史教室と熊谷の歴史を学ぶ会は40名定員での募集とした。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4.5.6.1.2.3月(3月は自然科学教室のみ)を休講としたため、子ども自然科学教室は6回、子ども歴史教室、熊谷の歴史を学ぶ会は7回の開講となった。

3 嘱託者委嘱

(1) 委嘱

ア 期 間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

イ 嘱 託 者 飯塚 好、石原静枝、久保孝久、来間平八、重田正夫、清水信二、須長宜久、
白田 修、野澤 優、平井加余子、三澤泰助、水上嘉代子(敬称略)

(2) 会議

ア 嘱託者会議の開催 : 令和2年11月10日(火) 午後

(3) 専門分野の指導助言

ア 各担当分野の展示事業及び教育普及事業に対する指導助言 : 随時

4 図書等の刊行

(1) 『絵図に見るくまがや』

編集発行: 令和3年3月29日

(2) 子ども自然科学教室テキスト(テーマ: 一守ろう・地球の自然)

編集発行: 令和2年7月11日

(3) その他

ア 各種展示会のパンフレット

イ 各種講演会及び講座等の資料編集

5 資料収集及び整理事業

(1) 寄贈

ア 美術資料

	作品名	種別	大きさ (cm)	制作者	備考	寄贈者
1	舟人図	日本画	29.6×29.2	森田恒友	絹本着色	金子洋子
2	すき髪	油彩	100.0×73.0	〃	額装 市指定文化財	森田定雄
3	尾瀬沼	油彩	59.0×79.0	〃	額装 市指定文化財	〃
4	村の朝	日本画	24.5×36.0	〃	額装 紙本水墨	故 吉田定市
5	洗菜	〃	36.3×6.0	〃	額装 紙本淡彩 短冊	〃
6	初夏	〃	36.0×6.0	〃	額装 紙本淡彩 短冊	〃
7	春 新緑	〃	36.0×6.3	〃	額装 紙本淡彩 短冊	〃
8	河原	〃	36.1×6.3	〃	額装 紙本淡彩 短冊	〃
9	たき火(水田)	〃	35.5×6.3	〃	紙本淡彩 短冊	〃
10	たき火(柿の木)	〃	36.3×6.0	〃	額装 紙本淡彩	〃
11	幽居新緑	〃	33.0×44.5	〃	額装 紙本淡彩 短冊	〃
12	房総帖	〃	26.0×29.0	〃	画帖 20 葉 桐箱入り	〃
13	人物	油彩	53.3×65.3	松崎元治	額装 キャンバス	松崎和男
14	草原	〃	58.0×70.2	〃	額装 キャンバス	〃
15	残雪	〃	50.0×60.0	大久保喜一	額装 キャンバス	矢崎美治子

イ 民俗資料、歴史資料、戦時資料

	資料名	種別	備考	寄贈者
1	二眼レフカメラ	民俗資料	RICOH FLEX MODEL VII、理研光学工業製 11.0×9.0×13.5cm	高橋虎聖
2	熊谷染関連資料 (熊谷染の生地見本一式)	民俗資料	①染見本帳(スクラップブック)57点 ②染見本帳(業者発行の書籍)26点 ③図案1点 ④染生地見本240点 ⑤染生地端布1箱	(株)ソメヤ 代表取締役 染谷政示
3	武蔵国大里郡万吉 新田検地帳及び 武蔵国大里郡万吉 村流作場新田検地帳	歴史資料	万吉氷川神社にて所蔵されていた。 延享元年七月の年号。 武蔵国大里郡万吉新田検地帳 和装本 武蔵国大里郡万吉村流作場新田検地帳 和装本	万吉氷川神社 総代長中 島文男
4	部隊住所録 第7342部隊	戦時資料	26.5×18.5cm ガリ版刷り 昭和20年8月15日付け	長島典夫
5	熊谷染関連資料 (江森型紙店道具等一式)	民俗資料	①彫刻刀 233点 ②型紙 596点 ③図案 77枚2巻 ④型紙小本 1084枚 ⑤書籍 7点 ⑥手帳類 12点 ⑦型紙彫刻用机 1台 ⑧型紙彫刻用板 10枚 ⑨小型引出 3点 ⑩戸棚 1台(丸バケ4点、砥石18点、 墨入れ2個、伝票3冊、糸類)	塚本三知子

			⑪その他 ・名入れ風呂敷 2 枚・電灯の傘 2 点・漆入れ容器 1 点・組合員の看板 1 点・電気式型紙彫刻機 1 台・ 型染手拭い 1 反	
6	養蚕関係資料	民俗資料	①写真類 30 点 ②絹製品 4 点 ③映像関係資料 12 点 ④書籍類 60 点 ⑤生糸巻 1 点	小林公幸

(2) 資料の修復

ア 所蔵刀剣の研磨及び白鞘仕立て

- ・ 銘「備前国住家次」

イ 刀剣手入れ

- ・ 短刀 氏房 (室町末期～桃山) 刃長 27.5cm
- ・ 脇指 兼辻 (江戸) 刃長 56.4cm
- ・ 短刀 備前国住長船清光 (室町末期) 刃長 29.2cm
- ・ 脇指 兼元 (室町末期) 刃長 30.3cm
- ・ 刀 肥前国河内大掾藤原正広 (江戸) 刃長 69.4cm
- ・ 刀 肥前国出羽大掾行広 (江戸) 刃長 72.4cm
- ・ 脇指 家助 (室町初期) 刃長 39.5cm
- ・ 短刀 兼重 (室町末期) 刃長 27.3cm
- ・ 刀 無銘 (室町最末期) 刃長 74.8cm
- ・ 刀 無銘 (室町最末期) 刃長 69.5cm

6 資料貸出事業

資料区分	資料名	点数	貸出先	期間
美術資料	油彩画「チョウの舞う庭」古澤正守	1	熊谷市議会事務局	R2/6/3 ～ 8/31
	熊谷染型紙「小 紋 割付柄」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 草木立涌」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 麻の葉」	1	〃	〃
	水彩画「ぶどうといちじく」 新井信一	1	熊谷市議会事務局	R2/9/1 ～ R2/11/30
	熊谷染型紙「小 紋 小菊繋ぎ縞」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 麻の葉」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 よろけ縞 扇面」	1	〃	〃
	油彩画「水門雪景色」小島恭三	1	熊谷市議会事務局	R2/11/27～R3/2/28
	熊谷染型紙「小 紋 蝶 割付」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 緋 矢羽」	1	〃	〃

	熊谷染型紙「自然・天然 流水結び栢」	1	〃	〃
	油彩画「株立ちの桜」清水信二	1	熊谷市議会事務局	R2/2/24～ R3/5/31
	熊谷染型紙「植 物 雪輪 桜」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 七宝 竹筋」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「生活・器物 源氏車」	1	〃	〃
その他	マスコット人形「サイターマン」	1	埼玉県立歴史と民俗の博物館	R2/4/1～R3/3/31
	さいたま博鯉のぼり	1	〃	〃
	88' さいたま博覧会公式ガイドブック	1	〃	〃
	さいたま博ガイドマップ	1	〃	〃
	88 'さいたま博情報誌	5	〃	〃

7 施設等管理業務委託事業

(1) 展示室調光設備保守点検業務（契約期間：令和3年3月1日～3月31日 実施日：令和3年3月29日）

- ア 調光装置電源盤の清掃及び動作確認
- イ 調光装置の清掃及び動作確認
- ウ 展示ケース内の照度測定及び調整

(2) 展示室等特別清掃業務（契約期間：令和3年3月1日～3月31日 実施日：令和3年3月29日）

- ア 美術展示室及び入り口ホールの清掃
- イ 固定展示ケース内の床の清掃
- ウ 固定展示ケース及び可動式展示ケースのガラス清掃
- エ 美術展示室内の照明器具類及び可動式展示ケースの照明器具類の清掃
- オ その他現場で別途指示

(3) 収蔵庫等くん蒸業務（契約期間：令和2年6月20日～6月30日 実施日：令和2年6月28日）

- ア 3F収蔵庫のくん蒸
- イ 3F美術郷土研究室のくん蒸
- ウ 2F閉架書庫のくん蒸

8 クラブ活動育成事業

ク ラ ブ 名	定 例 日	参加人員	指 導 者
写 真	第3土曜日	8	北 熊市
水 墨 画	第1日曜日及び第3土曜日	12	納富 舟峰
製 本 ・ 装 幀	第3水曜日	8	(岩崎 博)
水 彩 画	第1と第3土曜日	14	風間 勲
書 道	第2と第4土曜日	22	石原 裕子
パ ス テ ル 画	第1と第4水曜日	9	野澤 優
籐 工 芸	第2と第4火曜日	6	各務 雅子
油 彩 画	第2と第3日曜日	13	清水 信二
古文書学習・研究会	第2と第4木曜日 研究部会・第4木曜日	29	重田 正夫
和 裁	毎週木曜日	13	久保 恵子
直実・蓮生を学ぶ会	第1土曜日 研究部会・第3土曜日	35	歴史学者・郷土史家・ 文学者・他
き り 絵	第1と第3火曜日	10	松井 貞夫

※ 参考 12クラブ 総参加人員 179人

10. 図書館条例、規則等

○熊谷市立図書館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
熊谷市立熊谷図書館	熊谷市桜木町二丁目 33 番地 2
熊谷市立熊谷図書館熊谷駅前分室	熊谷市筑波二丁目 82 番地
熊谷市立妻沼図書館	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地
熊谷市立大里図書館	熊谷市津田 1 番地 1
熊谷市立江南図書館	熊谷市千代 325 番地 1

(平 18 条例 48・平 18 条例 112・一部改正)

(職員)

第 3 条 図書館に館長及び専門的職員を置き、その他必要と認める職員を置く。
2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、熊谷市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 48 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 112 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

○熊谷市立図書館条例施行規則

平成 17 年10 月 1 日教育委員会規則第 43 号
改正

平成 18 年1 月 11 日教育委員会規則第 5 号
平成 18 年7 月 7 日教育委員会規則第 16 号
平成 19 年1 月 10 日教育委員会規則第 17 号
平成 19 年6 月 8 日教育委員会規則第 31 号
平成 20 年5 月 1 日教育委員会規則第 13 号
平成 21 年9 月 11 日教育委員会規則第 10 号
平成 22 年2 月 8 日教育委員会規則第 2 号
平成 24 年3 月 23 日教育委員会規則第 6 号
平成 25 年12 月 2 日教育委員会規則第 6 号
平成 26 年1 月 14 日教育委員会規則第 1 号
平成 27 年2 月 3 日教育委員会規則第 1 号
平成 29 年1 月 11 日教育委員会規則第 2 号
平成 29 年2 月 27 日教育委員会規則第 5 号
平成 30 年1 月 11 日教育委員会規則第 2 号
平成 30 年7 月 5 日教育委員会規則第 8 号
平成 31 年4 月 26 日教育委員会規則第 10 号
令和元年 11 月 8 日教育委員会規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館条例(平成 17 年条例第 110 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に諮り、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(1) 熊谷図書館及び大里図書館

ア 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。))又は熊谷図書館(美術・郷土展示室を除く。))においては熊谷市立小・中学校管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室

ア 日曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 妻沼図書館及び江南図書館

ア 火曜日(この日が国民の休日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日

エ 館内整理日(毎月第1金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第2金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間14日以内)

一部改正〔平成18年教委規則5号・16号・19年17号・22年2号・31年10号・令和元年14号〕

(利用時間)

第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 熊谷図書館 午前9時から午後7時まで

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後1時から午後8時まで

(3) 大里図書館、妻沼図書館及び江南図書館 午前9時から午後7時(利用日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、午後5時)まで

2 館長は、必要と認めるときは、教育委員会に諮り、前項に規定する利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年教委規則5号・16号・19年17号・24年6号・26年1号・27年1号・30年2号・令和元年14号〕

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対しては、図書館の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第5条 利用者が自己の責に帰すべき事由により、図書館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損若しくは亡失したときは、現品又は館長が相当と認める代価をもって賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者

(2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者

(3) 館長が特別の理由があると認めた者

一部改正〔平成18年教委規則5号・19年17号・25年6号・30年8号〕

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体館外貸出しを受けることのできる団体は、市内の公共団体、学校、社会教育関係団体、事業所又は館長が認めた団体(以下「団体」という。)とする。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

(利用手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(個人)(様式第1号)を提出するとともに、第6条第1号又は第2号の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、通勤し、又は通学している者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類等を提示し、利用カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用申込書(団体)(様式第3号)を提出し、館長の承認を受け、前項の利用カードの交付を受けなければならない。

3 利用カードは、利用の都度提示しなければならない。

4 利用カードの記載事項に変更があつたとき、又は紛失したときは、速やかに館長に届けなければならない。

5 交付を受けた利用カードは、他人又は他の団体に貸与し、又は譲渡してはならない。

一部改正〔平成25年教委規則6号・27年1号・30年8号〕

(貸出し点数及び貸出し期間)

第9条 資料の貸出し点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときはこの限りでない。

区分		貸出し点数	貸出し期間
個人	図書	10点以内	2週間以内
	視聴覚資料	2点以内(図書とあわせ10点以内とする。)	2週間以内
団体	図書	100点以内	30日以内

一部改正〔平成26年教委規則1号〕

(電子書籍の利用)

第9条の2 電子書籍(インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものをいう。)の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

追加〔平成29年教委規則2号〕

(貸出し制限)

第10条 館長が特に指定した資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しの停止)

第11条 館長は、資料を返却期間内に返却しないものに対し、一定期間資料の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

第 12 条 図書館所蔵資料に限り、複写(コピー)を受け付ける。

2 館長は、複写が不適切と認める場合は、その対象を制限できる。

(著作権法の遵守)

第 13 条 複写に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定を遵守する。

(複写の申込み手続き)

第 14 条 複写を希望する者は、図書館資料複写申込書(様式第 4 号)を資料とともに係員に提出する。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

(複写費用)

第 15 条 前条に規定する複写に要する費用は、実費として 1 枚につき白黒複写 10 円を徴収する。

全部改正〔平成 21 年教委規則 10 号〕

(資料の管理原則)

第 16 条 資料は、図書館の設置目的に沿って館長が管理する。

2 資料は、原則としてすべて公開し、貸出する。

(資料の公開制限)

第 17 条 館長は、特別な理由があると認めるときは、資料の公開を制限することができる。

(貸出し禁止資料)

第 18 条 館長は、館外貸出しを禁止する資料を指定することができる。

(移動図書館)

第 19 条 熊谷市を巡回して、資料の貸出し、その他図書館サービスを行うため移動図書館を設けることができる。移動図書館については、本規則を準用する。ただし、第 9 条に規定する貸出期間は、次の巡回日までとする。

(事務分掌)

第 20 条 熊谷図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理サービス係

ア 公印の管理に関する事。

イ 職員のサービスに関する事。

ウ 施設及び設備の維持管理に関する事。

エ 広報に関する事。

オ 熊谷市立図書館協議会に関する事。

カ 統計及び調査に関する事。

キ 図書館間の連絡調整に関する事。

ク 資料の選定、収集、管理及び保存に関する事。

ケ 資料の利用に関する事。

コ 読書案内、読書相談及び調査研究に関する事。

サ 行事の企画及び開催に関する事。

- シ 寄贈及び寄託資料に関する事。
 - ス 移動図書館等館外サービスに関する事。
 - セ その他他の係に属さない事。
 - ソ 図書館の庶務に関する事。
- (2) 美術、郷土係
- ア 美術、郷土資料の収集、保管、展示、利用等に関する事。
 - イ 標本、模写、模型等の資料の作成に関する事。
 - ウ 美術、郷土資料の調査及び記録に関する事。
 - エ 解説目録等の編集及び発行に関する事。
 - オ 研究会、講座等に関する事。
 - カ その他美術及び郷土に関する事。
- 2 熊谷図書館熊谷駅前分室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 資料の利用に関する事。
 - (2) その他図書館のサービスに関する事。
- 3 妻沼図書館、大里図書館及び江南図書館の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 資料の選定、収集、管理及び保存に関する事。
 - (2) 資料の利用に関する事。
 - (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に関する事。
 - (4) 行事の企画及び開催に関する事。
 - (5) 寄贈及び寄託資料に関する事。
 - (6) その他図書館のサービスに関する事。

全部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 29 年教委規則 5 号〕
(職務代理)

第 21 条 館長に事故があるときは、副館長がこれを代理し、館長及び副館長ともに事故があるときは、当該所属の上席の係長がこれを代理する。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号・30 年 2 号〕
(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館管理規則(昭和 54 年熊谷市条例第 40 号)又は妻沼町立図書館管理運営規則(平成 5 年妻沼町教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町立図書館の管理に関する規則(平成8年江南町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成19年教委規則17号〕

附 則(平成18年1月11日教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月7日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年1月10日教委規則第17号)

この規則は、平成19年2月13日から施行する。

附 則(平成19年6月8日教委規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月1日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第5号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年9月11日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月8日教委規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日教委規則第6号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月2日教委規則第6号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月3日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月11日教委規則第2号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年2月27日教委規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月11日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年7月5日教委規則第8号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日教委規則第10号)

この規則は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元 年 11 月 8 日教委規則第 14 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

熊谷市立図書館利用申込書（個人）	証明書の確認		1. 新規
	□免許証□保険証□学生証□その他（ ）		2. 修正 3. 再発行
（太枠の中を記入してください。）		年 月 日	登録番号
フリガナ	性別	生 年 月 日	
氏 名	男・女	年 月 日	利用者資格区分 01 個人 04 市外個人
電 話 （連絡用）	電 話 （自宅）		在住区分 1住 2広・隣 9他
住 所			登録年月日 20
↓ 以下にあてはまる方は記入してください ↓			
中学生以下の方	学 校 名	保 護 者 名	入力者サイン欄
熊谷市又は広域・隣接 に在学・在勤の方	学 校 名 又 は 勤 務 先 名	勤 務 先 電 話	学 校 又 は 勤 務 先 の 所 在 地 （市 町 名）
学 生 等 の 方 で 帰 省 先 が あ る 方	帰 省 先 住 所	帰 省 先 電 話	

※広域・隣接とは次の市町です。行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町

※太田市、千代田町、大泉町の居住者も利用カードを作れます。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

一部改正〔平成30年教委規則8号〕

様式第2号（第8条関係）

(表)

利 用 カ ー ド
熊谷市立図書館
登録番号
氏 名

(裏)

◆図書館を利用するときは、必ずこのカードをお持ち下さい。

◆このカードは、ほかの人に貸したり、ゆずったりしないでください。

◆カードをなくしたときや、住所・氏名・電話番号などが変わったときは、図書館までお知らせ下さい。

熊谷市立熊谷図書館	048-525-4551
熊谷市立妻沼図書館	048-588-6878
熊谷市立大里図書館	0493-36-1126
熊谷市立江南図書館	048-536-6303

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

様式第3号（第8条関係）

熊谷市立図書館 利用申込書（団体）

（太枠の中を記入してください。）

		年 月 日
団 体	団体名	フリガナ ⑩
	代表者氏名	フリガナ ⑩
	住所 又は 活動拠点	（〒 — ） 熊谷市
	電 話	
	活動内容	
申 請 者	氏 名	フリガナ
	住 所	（〒 — ）
	電 話	
図書館からの連絡 （いずれかに○）		団体又は代表者の電話 ・ 申請者の電話

※団体の印又は代表者の印のどちらかの押印が必要です。

図書館使用欄

申請者の証明書確認	発行種別			登録番号	入力者サイン
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	1 新規	2 修正	3 再発行		

追加〔平成25年教委規則6号〕

確認

下記の事項を了承の上、お申込みください。

- 1 公表された著作物の複写は、著作権法第31条の規定に基づき私的使用又は調査研究目的の使用に限って認められます。
- 2 複写できる資料は、次の資料に限ります。
 - (1) 熊谷市立図書館の所蔵資料
 - (2) 熊谷市立図書館以外から借り受けた資料で、複写を禁止していない資料
- 3 各著作物について、その一部分を1人につき1部を複写することができます。(一著作全部にわたる複写はできません。)
- 4 複写物使用により著作権上の問題が生じた場合は、使用した個人の責任とします。
- 5 資料によっては、保存又は形態上等の理由により、複写できない場合もあります。
- 6 1回につき5冊以内、合計50枚以内とします。

熊谷市立図書館

資料名	年 月 日	
	複写部分	枚数
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	計	枚

非来館による申込み用記入欄	
※氏名・住所は必ずご記入ください。	
氏名：	電話： — —
住所：〒	
複写物の送付：ご希望の方法を○で囲んでください (埼玉県立協力車 ・ 自宅に郵送)	
受付館：	図書館(担当者：)
〈支払方法について〉 図書館より、複写にかかる費用を連絡します。コピー代(現金)と郵送料(切手)を現金書留で、指定の宛先に送ってください。入金確認後、発送します。	

全部改正 [平成21年教委規則10号]、一部改正 [平成25年教委規則6号]

○熊谷市立図書館協議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 111 号
改正

平成 24 年 3 月 26 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任命)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

追加〔平 24 年条例 10 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○熊谷市立図書館協議会会議規則

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館協議会条例(平成 17 年条例第 111 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 3 条 会議は、図書館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議題に対し表決の必要がある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、熊谷図書館で処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○熊谷市立図書館古文書貸出規程

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号。以下「管理規則」という。）第 16 条の規定に基づき、熊谷市立図書館が管理する図書館資料のうち、古文書（以下「文書」という。）の貸出しについて定めるものとする。

(館内貸出し)

第 2 条 文書の貸出しは、館内とする。

- 2 文書の館内貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館内貸出申込書（様式第 1 号）により申し込まなければならない。
- 3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、1 人につき 10 点以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(館外貸出し)

第 3 条 図書館、博物館、県・市町村史編さん機関等の公共的機関のほか、館長が特に認めたときは、文書を館外貸出しすることができる。

- 2 文書の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館外貸出許可申請書（様式第 2 号）により申請し、古文書館外貸出許可書（様式第 3 号）の交付を受けなければならない。
- 3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、10 点以内とし、貸出期間は 1 月以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出しの制限)

第 4 条 文書に特別の事情があると認められた場合は、館長は、文書の貸出しの停止、禁止等の制限をすることができる。

(準用)

第 5 条 文書の貸出しについては、管理規則第 2 条、第 3 条及び第 4 条、並びに熊谷市複写実費徴収規則（平成 17 年規則第 67 号）の規定を準用する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館行政古文書貸出規程（昭和 60 年熊谷市教育委員会告示第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

古文書館内貸出申込書

年 月 日

住 所

氏 名 _____

電 話

熊谷市立 図書館長 あて

座席番号	
------	--

	文書番号	文 書 名	形 態	貸出印	受 領 印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本館の「利用カード」又は居住・身分を証明する書類を提示してください。
- 2 同時に利用できる点数は、10点以内です。
- 3 文書に異常のあった場合は、直ちに係員にご連絡ください。
- 4 文書は、退館の際受付にお返しく下さい。
- 5 文書は、永久保存資料です。大切に取扱ってください。

古文書館外貸出許可申請書

年 月 日

熊谷市立 図書館長

申請者名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ ㊟

(郵便番号)

(電話)

次のとおり所蔵文書の館外貸出しを受けたいので申請します。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考
文 書 取 扱 責 任 者				

第	号			
古文書館外貸出許可書				
年 月 日				
(申請者)	様			
熊谷市立 図書館長				
印				
次のとおり文書の館外貸出しを許可します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考

- 1 この許可書は、館外貸出しを受ける際提示してください。
- 2 文書は、永久保存資料です。大切に取扱ってください。

○熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱

平成 17 年 10 月 1 日告示（甲）第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、重度身体障害者等に対する熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館奉仕に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 2 年告示(甲) 1 号〕

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）図書館資料 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等をいう。

（2）重度身体障害者 市内在住の在宅者であつて、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、視覚障害 1 級から 3 級まで又は肢体不自由 1 級から 3 級までのもの

イ 熊谷市ねたきり老人等手当支給条例（平成 17 年条例第 152 号）第 4 条第 2 項の規定によりねたきり老人手当資格認定書の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、図書館を直接利用することが困難であると図書館長が認める者

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（図書館奉仕）

第 3 条 図書館長は、重度身体障害者等に対し、図書館資料の当該重度身体障害者等の居所への配本（以下「家庭配本」という。）を通じて図書館奉仕を行うものとする。

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（利用の手続）

第 4 条 家庭配本を利用しようとする重度身体障害者等は、熊谷市立図書館条例施行規則（平

成 17 年教育委員会規則第 43 号) 第 8 条第 1 項に規定する利用申込書を図書館長に提出するとともに、同号アに規定する身体障害者手帳又は同号イに規定するねたきり老人手当資格認定書を提示するものとする。

2 前項の規定による利用の手続は、家族等の代理人をもって行うことができる。

全部改正〔令和 2 年告示 (甲) 1 号〕

(図書館資料の貸出し)

第 5 条 図書館資料の貸出しを受けようとする重度身体障害者等は、登録番号、氏名及び図書館資料の名称を電話等により申し込むものとする。

2 前項の規定による貸出しは、家庭配本の方法をもって行う。

3 同時に貸出しを受けることができる点数は、10 点以内とし、貸出期間は、次回配本日までとする。ただし、図書館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

一部改正〔令和 2 年告示 (甲) 1 号〕

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 月 20 日告示 (甲) 第 1 号)

この告示は、公布の日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則

平成 25 年 8 月 8 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立熊谷図書館の講座室（以下「講座室」という。）の使用の許可について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項並びに熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 65 号。以下「条例」という。）第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、講座室の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる講座室)

第 2 条 使用できる講座室は、別表第 1 のとおりとする。

(使用時間等)

第 3 条 講座室の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 熊谷市立図書館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 43 号) 第 2 条第 1 号アからオまでに掲げる日における講座室の使用はできないものとする。

(使用許可)

第 4 条 講座室を使用しようとする者は、使用する日の属する月の 2 月前の初日から使用する日の 5 日前までに、講座室目的外使用許可申請書兼許可書（別記様式）を熊谷市教育委員会（以下「管理者」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、市内に居住している者及び市内に事務所を有する団体とする。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 講座室を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他講座室の管理上支障があると認められるとき。

4 管理者は、第 1 項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 6 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は講座室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 3 項の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) その他管理者において不相当と認めるとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、条例第3条第1項の規定により算出した別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、当該許可の際に納付するものとする。

(原状回復)

第8条 使用者は、講座室の使用を終えたときは、速やかに当該講座室を原状に復し、返還しなければならない。第6条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。)について適用し、同日前の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日以後に領収したものを含む。)については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
第一講座室	90	118.50
第二講座室	12	33.00

別表第2 (第7条関係)

施設名	使用区分		
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	全日 (午前9時から 午後5時まで)
第一講座室	1,150 円	1,570 円	2,720 円
第二講座室	310 円	420 円	730 円

一部改正 (平成31年教委規則8号)

別記様式（第4条関係）

講座室目的外使用許可申請書兼許可書

年 月 日

熊谷市教育委員会（教育長） 宛

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則第4条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
会場責任者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
使用目的 (会合の名称)			入場予定人員
			約 人
使用室	第一講座室 ・ 第二講座室		使 用 料
			円
使用期日	年 月 日	使用時間	午前 ・ 午後 ・ 全日
備 考			

文書記号第 号
年 月 日

上記のとおり、講座室の使用について許可します。

熊谷市教育委員会教育長

○熊谷市立図書館資料複写取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、図書館資料複写サービスの具体的な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資料)

第2条 熊谷市立図書館が所蔵する資料とする。ただし、相互貸借等によって他の図書館から借り受けた「図書」資料については、「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製にするガイドライン」(平成18年1月1日発効)による複写を認める。利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

(サービスの対象)

第3条 個人の利用者を対象とする。

(複写の目的)

第4条 複写物を調査研究の目的に使用する場合とする。

(複写の範囲)

第5条 著作権法第31条第1号にかかわる複写

原則として、公表された著作物の一部分(半分以下)とする。個々の資料ごとの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 図書

原則として目次、前書き、後書き等を除いた本文の半分以下とする。

ア 一部数冊本

上・中・下巻等からなる著作物は、各巻の半分以下とする。

イ 2編以上の著作物からなる合集

全集、選集等個々の著作物を集めたものは、個々の著作物の半分以下とする。

(2) 雑誌

ア 最新号については、個々の記事の半分以下とする。

イ 発行後相当期間を経過した(原則として次号が発行された時点)個々の記事については、その全部の複写が可能である。

ウ 半年刊、不定期刊のものについては、次号の刊行を待たず、発行後3ヶ月を経過した時点で相当期間を経過したものとみなし、掲載された個々の記事については、その全部の複写が可能である。

エ 雑誌の個々の付録については、それぞれ独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱いとする。

(3) 新聞

ア 最新号については複写をしない。ただし、日刊紙については、新聞休館日等により次号が発行されていない場合でも、翌日になれば複写可能とする。

イ 朝・夕刊は、同じ号の分冊扱いとする。それぞれを一つの著作物とみなし、全面広告ページを除いた半分以下とする。

(4) 地図

ア 一枚ものの地図は、その半分以下とする。

イ 住宅地図は、区割り図(見開き2頁)の半分以下とする。

(5) 楽譜

ア 1曲を1著作物とみなし、1曲の一部分（半分以下）とする。

イ 楽譜集のような編集著作物に掲載されたものであっても、1曲を1著作物とみなす。

(6) その他の資料

ア 各種データベースから受信したデータの印刷は、それぞれの契約における印刷可能範囲内とする。

2 著作権法第31条以外の複写

(1) 著作権処理の済んだもの

著作権法第31条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をし、著作権者の許諾書の提示を条件に複写をする。

(2) 著作権法第13条による複写

官報、公報、国または地方公共団体が作成した法令集、判例集は、発行と同時にその全部の複写ができる。

(3) 著作権法第42条による複写

裁判手続きのために必要と認められる場合、その認められる限度において複写ができる。

(4) 著作権の保護期間が過ぎた著作物

著作権法第51条～53条及び第57条により、著作者が個人の場合は死後（共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後）70年、無名や変名の場合は公表後70年、団体の著作物については公表後70年を経過したものは、その全部の複写ができる。

(複写申込みの手続)

第6条 来館による申込み

複写を希望する利用者は、複写対象資料とともに、必要事項を記載した「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」を提出する。

2 郵送による申込み

(1) 複写物の郵送による受け取りを希望する利用者は、あらかじめ「図書館資料複写申込書」の所定欄に資料名、複写箇所等の必要事項を記入し図書館へ送付する。次に図書館は申込者に複写にかかる費用を連絡し、利用者は現金書留で、指定された図書館に費用を郵送するものとする。

(2) 熊谷市に在住・在勤・在学者以外からの郵送複写申込みは、国立国会図書館、都道府県立図書館及び最寄りの市町村立図書館で所蔵していないものを複写対象資料とする。

(複写の許可)

第7条 職員は以下に留意して申込みを受け付け、複写を許可する。

(1) 「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」の記載事項を確認する。

(2) 複写可能な資料であるか確認する。

(3) 著作権法上問題はないか判断する。

(4) 国立国会図書館及び国際子ども図書館から借り受けた資料については、職員が複写するものとする。

(5) 国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの複写にあたっては、当館の利用カードの提示を条件とし、管理用端末から職員が複写するものとする。

(複写の制限)

第8条 複写によって図書館資料に損傷を生ずる恐れのあるものについては、複写できないものとする。

2 1回につき5冊以内、合計枚数50枚以内とする。

(複写の時間)

第9条 複写申込み者が多く、時間内に複写が完了しない場合、複写枚数が大量の場合等、翌開館日以降に複写する。

(複写機)

第10条 複写サービスは、図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者が複製のための機器を持ち込むことは、原則として認めない。ただし、許可を得た場合に限りカメラによる撮影を認める。

(拡大・縮小)

第11条 必要に応じ機械の能力及ぶ範囲内で、拡大・縮小することができる。

(他の図書館等の求めに応じた複写)

第12条 著作権法第31条第3号により、県内公共図書館の求めに応じ、絶版等の理由で入手することが困難な資料の複製用、資料の欠落欠損ページの補充用、レファレンス等の図書館業務用として、複写を行うことができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年12月30日から実施する。

○熊谷市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、熊谷市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 公立図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、公共図書館としての社会的責任を果たすよう努める。
- (3) 資料の収集にあたっては、公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。
- (4) 収集する資料は、原則として国内で刊行される資料を中心とする。
- (5) 熊谷図書館、妻沼図書館、大里図書館、江南図書館は収集にあたり、各館の特徴を生かすとともに、協力と分担により効率的な蔵書構成を図る。

3 資料の範囲と収集基準

(1) 一般図書

- ア 利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
- イ 多文化資料については、県立図書館と連携する。

(2) 児童図書

- ア 乳幼児から小学生を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準じるものとする。
- イ また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料は積極的に収集する。

(3) 参考図書（レファレンス図書）

- ア 利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

(4) 地域資料・行政資料

- ア 熊谷市に関する資料を収集する。
- イ 埼玉県に関する資料は、熊谷市関連のものを中心に収集する。
- ウ 寄贈、寄託による熊谷市関連の資料は、必要に応じて収集整理する。
- エ 熊谷市が発行した行政資料は、すべて収集する。

(5) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、地方紙及び児童生徒を対象にしたものを収集する。
- イ 雑誌は、各分野の基本的なものを中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。

(6) 視聴覚資料

- ア CD、カセットテープは評価の定まったものを中心に各分野を収集する。
- イ ビデオテープ、DVDは著作権に配慮して収集する。

(7) 障害者サービス資料

ア 視覚障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、点字図書及び大活字図書等を収集する。

(8) 電子図書、インターネット資料

ア 参考図書の補完用として、また省スペースを図り、電子図書の利用を進める。

イ インターネット資料については、有料データベースも活用する。

4 収集における各館の役割

(1) 熊谷図書館

熊谷市立図書館の中心館として、基本図書の充実に努める。各館と連携し効率的な収集に努める。また、地域資料、行政資料の保存機能を担う。

(2) 妻沼図書館

児童図書、ヤングアダルト図書を充実させる。さらに市内北部地域の中心館として基本的資料を幅広く収集する。

(3) 大里図書館

母と子に関連した図書を充実させる。インターネット情報も積極的に利用する。基本図書の充実に努めるほか、魅力あるCDやDVD等の視聴覚資料を収集する。

(4) 江南図書館

身近な地域の図書館として、児童図書の充実に努める。江南埋蔵文化財センターとの連携協力を図る。

5 寄贈、寄託を受ける資料

(1) 地域資料、及び行政資料

(2) 熊谷市と特に係わりの深い資料

(3) その他館長が必要と認めた資料

6 収集から除外する資料

(1) 人権への配慮に欠ける資料

(2) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

(3) 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料

(4) 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料

(5) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集

(6) 青少年に有害と見なされる資料

7 委任

この方針に定めるものの他、資料収集に必要な事項は館長が定める。

附則

この方針は、平成20年11月14日から適用する。

附則

この方針は、平成22年7月28日から適用する。

附則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

○熊谷市立図書館資料除籍基準

(目的)

- 1 この基準は、熊谷市立図書館の図書・視聴覚資料・その他の資料を除籍する場合の基準となる必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍の対象となる資料)

- 2 除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

- (1) 汚損・破損資料

汚損・破損の程度が甚だしく、修理・製本できないもの

- (2) 亡失資料

ア 利用者が紛失した資料で、同一のものが弁償不可能なもの

イ 貸出資料のうち転居先不明等により、回収が不可能であるもの

- (3) 不用資料

ア 改訂版、増補版、新装版、同傾向図書等の新版購入により、利用価値の低くなった資料

イ 年月の経過及び内容の変更により、その利用価値が低くなった資料

- ① 最新の情報が必要とされ、ガイドブックとしての利用価値の失われた資料

例：旅行・宿泊案内書、道路地図、各施設ガイド、学校案内等

- ② 政治・経済・社会状況の変動のため、利用価値が低くなり、保存しても資料性が見込まれない社会科学関連資料

例：時事問題、旧法令、法律相談等

- ③ 科学技術の進歩により、その内容が過去のものとなった自然科学、工学、産業、情報処理関連資料

例：実験・技術ガイド、規格書等

- ④ 日常の変化に伴い、実用書としての役割を果たさなくなった家庭生活関係資料

例：服飾、料理、住居、育児書等

- ⑤ 競技方法の改訂に伴い、役に立たなくなったスポーツルールブック

- ⑥ 新聞・雑誌で保存年限を経過したもの

ウ 出版または購入中止により、端本となった逐次刊行資料

エ その他、図書館資料としての価値が著しく低下したもの

- (4) 複本資料

ア 利用の少なくなった複本資料は、全館で1冊を残して除籍できるものとする。ただし当該年度内受入のものは除く。

イ 同一著作で文庫本や新書判が出版されている単行本。

- (5) 不明資料

蔵書点検作業で、同一資料が一定期間所在不明であるもの

- (6) 数量更正

受入された資料が合冊により数量を減ずるとき

- (7) 長期延滞資料

貸出資料のうち、返却期限日から2年以上経過し、返却されないもの

(8) その他

館長が不用と認めたもの

(除籍の対象外資料)

3 次の資料は原則として、除籍の対象としない

(1) 郷土資料、行政資料及び貴重資料

(2) 各分野の基礎的、歴史的価値のある資料で再び入手することが困難なもの

(3) 埼玉版 I S B N総合目録により、単館所蔵のもの

(4) その他館長が必要と認めたもの

(除籍の手續及び処理)

4 除籍手続きおよび処理は次のとおり行う

(1) 資料データの除籍処理をする。

(2) 除籍資料の処理をする。

(3) 除籍資料一覧表を作成する。

(4) 熊谷市物品管理規則により処理する。

リサイクル資料として活用できるものは、リサイクル用の処理を施し、市内の公共施設、市民及び団体へ提供する。

附 則

この基準は、平成 20 年 11 月 14 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 28 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 3 月 5 日から適用する。

○熊谷市立図書館寄贈資料受入基準

第1条 この基準は、熊谷市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 原則3か月以内に発行されたもので、図書館に所蔵の無いもの
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多いため受入れが必要なもの
- (3) 地域資料、行政資料、及び本市と特に関わりの深い資料
 - ア 本市に関する歴史や地理、伝統文化や産業についての資料
 - イ 市内在住の方、本市出身の方の著作物で、特に必要と認めた資料
 - ウ 市内のグループや機関が作成した調査資料や同人誌など
 - エ 入手困難な郷土に関する貴重な資料
- (4) その他、館長が必要と認めた資料

第3条 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 汚破損のひどいもの、書き込みがあるもの
- (2) 百科事典、専門書
- (3) 参考書、問題集
- (4) 雑誌、マンガ、ゲームの攻略本
- (5) 説明書、マニュアル類
- (6) DVD、ビデオテープなどの映像資料
- (7) 個人で複製・録音した資料
- (8) その他、収集方針第6収集から除外する資料に該当するもの

第4条 寄贈された資料は、図書館の蔵書として登録できる。ただし、寄贈受入後複数所蔵、類書の多い等の理由で、蔵書として登録する状況にない場合は、「熊谷市立図書館資料リサイクル事業実施要綱」第3条第2号によりリサイクル資料として活用することができる。

第5条 寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任するものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

○熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）第5条の規定に基づき、熊谷市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 熊谷市立図書館の利用者が、資料を破損、汚損若しくは亡失した場合は、館長は当該利用者に対し、弁償届を提出させるとともに、30日以内に弁償するよう求めるものとする。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、時価相当として館長が指定した資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の破損等の範囲」によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 天災、火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合
- (2) 盗難等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他館長がやむを得ないと判断する場合

(弁償期限経過後の措置)

第5条 館長は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料の破損等の範囲

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミ	① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④ カビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② たばこ等による焦げ跡が残った場合 ③ 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
書き込み	① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消したあとも痕跡が残る場合
噛み跡	① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ② 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 再生不可能又は機器に損失の生ずる恐れのある場合 ② 歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合

○熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、熊谷市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、本計画を実行性のあるものとするため、進捗状況を確認しながら、必要な見直しを行うなど本計画の総合的かつ継続的な推進を行うため、熊谷市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、推進計画に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の実施状況等の点検及び見直し
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の検討
- (3) その他子どもの読書活動全般に係る事項

(構 成)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、熊谷図書館において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱

(設置)

第1条 熊谷市立熊谷図書館美術、郷土資料展示室の各種事業を行うため、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議（以下「嘱託者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 嘱託者への嘱託事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料展示室（以下「展示室」という。）の展示事業、教育普及事業等の各種事業に関する指導及び助言
- (2) 展示室における美術品等の資料収集に関する指導及び助言
- (3) 「熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料収集基準」に関する指導及び助言

(組織)

第3条 嘱託者会議は、嘱託者15人以内で組織する。

- 2 嘱託者は、美術（日本画、洋画、書、工芸等）、歴史（歴史学、民俗学、郷土史等）、自然科学（動植物、鉱物等）等の各分野に関し、専門的かつ高度な知識を有する者とし、教育委員会が委嘱する。

(嘱託者の任期)

第4条 嘱託者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 嘱託者会議は、年2回程度開催し、展示室における各種事業に関し、市から報告等を受け、意見交換を行うこととする。また、展示室の事業を行うにあたり必要と思われるときは、随時、嘱託者の助言及び指導を個別に聴くことができることとする。

- 2 嘱託者会議へは、必要に応じて、関係各課所の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 嘱託者会議の庶務は、熊谷図書館美術、郷土係において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立熊谷図書館が、美術・郷土資料として収集する資料及び作品（以下「資料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(収集の方法)

第2条 資料を収集する方法は、寄贈、購入又は寄託の方法によるものとする。

(資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、歴史、民俗及び美術の各分野の資料とする。

2 熊谷市に関する一次資料を収集、所管する。

(資料の収集手続)

第4条 資料の収集手続に関しては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 寄贈 寄附申出書（様式第1号）

(2) 購入 熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）による。

(3) 寄託 寄託申請書（様式第2号）及び受託書（様式第3号）

(寄贈の基準)

第5条 寄贈を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 熊谷ゆかりの資料

(2) 熊谷ゆかりの作家が制作した資料のうち、一定の評価を得ている資料

(3) 熊谷にゆかりのある作家が影響を受けた資料

(4) 熊谷にゆかりのある作家で、将来的に嘱望されており、収集しておく必要があると思われる資料

(5) 将来にわたって、その後の収集が困難と思われる資料

(6) 民俗資料に関しては、既に収集した資料と重複しない資料

(7) 前各号のほか熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で受け入れるべき資料と承認された資料

(購入の基準)

第6条 購入する資料の基準は、前条各号によるものとする。

(購入の金額)

第7条 資料の購入金額に関しては、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 伝統ある全国的レベルの公募展で入選、入賞若しくは無鑑査で出品した者又は当該公募展の運営委員、審査員、その他役員を経験した作家 1点 1,000,000円以内

(2) 埼玉県美術展覧会の審査員を経験した作家 1点 700,000円以内

(3) 埼玉県北美術展の審査員及び事務局長を経験した作家 1点 500,000円以内

(4) 今までに他の美術館等から買い上げられた実績のある作家 1点

1,000,000 円以内

(5)熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で購入を承認された資料 1点 1,000,000 円以内

(6)「美術年鑑」等で金額の基準が明示されている場合は、その金額を考慮した額

(7)その他、資料の購入に際しては、予算の範囲内とし、その購入に関しては、熊谷図書館嘱託者等の有識者の意見を踏まえて、実勢価格等を考慮した額とする。

(全国的レベルの公募展)

第8条 伝統ある全国的レベルの公募展とは、日展、二科展、院展、国画会展、春陽会展、一水会展、光風会展、白日会展、立軌会展等の、全国規模で開催されている公募の展覧会を指すものとする。

(寄託の基準)

第9条 寄託を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)指定文化財

(2)指定文化財と一体、もしくは関連が極めて深い資料

(3)寄託を受けないことで資料が失われ、その影響が本市の歴史・文化面において特に大きいと判断される資料

(受託期間)

第10条 資料の受託を行う期間については、受け入れた日から2年間の範囲とし、延長する場合は再度書面による手続を行うものとする。ただし、寄託者からの申出による受託期間中における返却を妨げないものとする。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議の意見を聞いて行う。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

寄 附 申 出 書

熊 谷 市 長 様

住 所

氏 名

下記のとおり寄附いたします。

記

1 物 品 名
(相 当 額)

2 寄 附 目 的
(納 入 先)

※ホームページ等での寄附者の公表について
(希望するものに印をつけてください。)

公表してよい

公表を希望しない

(様式第2号)

寄 託 申 請 書

年 月 日

(あて先)

熊谷市立熊谷図書館長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記の作品・資料を寄託いたします。

また、寄託期間中に貴館の企画展示等において、展示・広報資料として活用することを承諾いたします。

記

1 寄託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 寄託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第3号)

寄 託 書

年 月 日

様

熊谷市立熊谷図書館長

下記の作品・資料を受託いたします。

また、受託期間中に当館の企画展示等において、展示・広報資料として活用いたしますので、ご了承下さい。

記

1 受託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 受託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 備 考 本書は、受託物件返却時に引き替えになりますので、それまで大切に保管してください。

2021 年度

(令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)

熊谷市立図書館要覧

令和 3 年 7 月発行

編集・発行 熊谷市立熊谷図書館

〒360-0036 埼玉県熊谷市桜木町 2-33-2

電 話 048-525-4551

F A X 048-525-4552

URL <https://www.kumagayalib.jp/>

携帯対応 URL <https://www.kumagayalib.jp/mobile/>

《注意事項》

統計調査は、令和 3 年 3 月 31 日現在のものです。
条例、規則等は、最新のを掲載しています。